

パブリックコメント（ご意見）および検討委員会の考え方

- (1) 東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会報告書（素案）に対するパブリックコメントで頂いたご意見
(平成24年7月18日～8月6日実施)

	ご意見
1	<p>(1) 原則として受益者負担であり、使用料負担はやむをえない。税金で負担することは、利用しない人にとっては、不公平。利用すればと問えば、なかなか予約できない。</p> <p>(2) 施設利用者のサークル、団体なども、会費等を徴収しており、支払能力はある。</p> <p>(3) 民間の指定管理者に移管した段階で、有料化を覚悟していたと思いますが、有料化の話が出てこない。早くやるべき。</p> <p>(4) 近隣市（西東京、東村山、清瀬、小平）の有料化の状況を把握、市民への説得ポイントに。</p> <p>(5) 使用料金について。</p> <p>①施設のランニングコスト（電気、ガス、水道、補修費）をベースに計算し、負担をお願いする。建屋の償却までの負担は無理。</p> <p>②教室の平方メートル当たりの単価を計算し収容人数で教室ごとに設定。</p> <p>③特殊施設（調理室、創作室、陶芸がまなど）は別途コストを上乗せする。特に陶芸がま（生涯学習センター）は、かまの償却費、付属器具の費用と補修費を計算、陶芸グループと協議する必要がある。</p> <p>④近隣各市の料金体系を調査しておく。</p> <p>参考：八王子市生涯学習センター（クリエイトホール）学習室 午後（13～17）の場合（午前、夜間はこれより安い） 1号教室（18名）1,700円、2号教室（63名）5,800、 3号教室（16）1,500、4号教室（16）1,500、 5号教室（30）2,800、6号教室（25）1,900、 7号教室（36）4,000</p>
2	<p>東部運動広場の近隣に住んでおります。有料には、賛成です。現状無料ということですが、利用者にとっては無料のほうが良いとは思いますが、近隣住民にとっては運動広場自体の存在が非常に迷惑です。朝から夕方まで利用者的大声（罵声）やボールの蹴る音など非常にうるさく大迷惑しております。</p>

	<p>特に大人の利用者（サッカー、ラグビー）がひどいです。</p> <p>また、砂埃がひどく車はすぐに砂埃をかぶり白くなり、家も砂だらけになります。また、南側のキンモクセイの葉が落ち、毎週落ち葉を掃除しております。有料化することにより、砂埃の防止（芝生化、散水）、落ち葉の定期的な清掃（現在は、年1回）の回数増ができると思います。近隣住民には、運動広場のメリットは何一つもなく、デメリットのみです。</p>
3	<p>「減額・免除規定の見直し案」について</p> <p>下記の基本的考え方については賛成。</p> <p>① 使用料の減額及び免除は、あくまでも特例の扱いとする。</p> <p>② 施設間での統一化を図る。</p> <p>しかし、「社会教育関係」についての案には、原則反対である。まず、「教育委員会が認める文化団体・スポーツ団体の連合組織」とは、何か。甚だあいまいであると言わざるを得ない。</p> <p>体育協会・文化協会を指していると思われるが、本当に連合組織といえるのか？また、加盟方法に問題はないのか？加盟について、市民に周知されているのか？例えば、体育協会は、「スポーツ振興・普及」が目的であり、加盟団体に、営利・非営利の是非は求めないとしている。</p> <p>体育協会・文化協会の考えに、異をとらえるものではない。しかしながら、そうした営利団体が、教育委員会が認める団体として、減額扱いになるのは、理解できない。市民にどのように説明していただけるのか。</p> <p>加盟団体の活動すべてを「減額」とするのではなく、「広く市民を対象とした行事・大会」「公共性の高い活動」に限定すべきと考えます。</p>
4	<p>今回、17年ぶりに公共施設料金見直しが行われることは、少子高齢化社会を迎え、毎年約10億円の財政不足が見込まれる現実を直視したものと思います。</p> <p>個々の公共施設は、その施設を設置した使用目的がありますが、17年の間にその使用目的を終えたもの、社会の変化によって見直しを要請されているものもあり、使用料金見直しと共に、施設そのものの改廃を含めた検討がなされるべきであると考えます。</p> <p>以上の観点から委員会報告(素案)についての私見を述べたいと思います。</p> <p>まず、使用料金設定の算定に人件費、減価償却費を含めることは施設の維持管理上当然であり、「平均単価を用いた同一単価」としたことは当市の広さ立地などの地理的条件からみて妥当と思います。</p> <p>次に、使用料負担についてですが、委員会報告のとおり「全て受益者負担</p>

	<p>とすることが妥当」という結論に賛成します。理由は、公共施設は維持管理に多大な経費がかかりますが、市民の全てが公平に利用する訳ではありません。利用する個々人が応分の負担をするのは当然です。中でも、スポーツセンター、テニスコートなどは利用したくても出来ない大多数の市民の負担の上に運営されていることを銘記すべきであります。</p> <p>また、地区センター内の浴場は、住居の浴室設置状況や民間浴場との競合などから見て、施設の設置目的を終えており、多大な経費を要することから考えても即刻廃止すべであると考えます。掘って立つ通達から既に35年が経過しております。少子高齢化など社会変化に対応した見直しが必要と考えます。</p> <p>次に、利用料金の減額・免除は委員会報告にもありますが「あくまでも特例の扱い」でなければならず、減免するのは市が主催する場合に限定すべきです。特例扱いとして「市長等が特に認める場合」とか「福祉対策関係団体等」「社会教育関係」などという曖昧な決め方は必ず抜け穴が出来、拡大解釈されます。少なくとも、この「等」とは誰を指すのでしょうか。明文化して限定する必要があります。</p> <p>団体の中には補助金を受けているところも有ります。全ての団体はドンブリ勘定的経営から脱却し、補助金は補助金、負担すべきものは負担するという会計原則に立った運営を確立すべきだと考えます。以上です。</p>
5	<p>昨日、プールに行ったところ、岐阜国体の地区予選(?)の団体貸切使用で入れませんでした。</p> <p>市民の健康増進のための施設が、土日の大事な日に使えない重大な問題に遭遇しました。</p> <p>国体のような一部のエリート層がこの施設を貸切で、しかも土日の家族の楽しみにしている時に使えないとは、もっての他と考えます!!私だけでなく家族連れで来ていた親子も残念がって帰って行きました。PPP制度の関係で運用は、ドームグループに白紙委任なののでしょうか?馬場市長の了承(許可?)をもらっていると係の方は仰っていましたが・・・</p> <p>国体の為に使えなくする施設が市民の為に健康増進スポーツ施設と言えるのか、説明を求めます。</p> <p>市民プールがロッククライミング地区予選大会の為に「開かずの間」になっていてこの2日間未使用だったのです。市は広報でこの件について、説明と謝罪をするべきです。</p> <p>日を改めて、市の担当窓口へ抗議に行きます。</p>

	<p>※ この施設は新座市に近く、多くの埼玉県市民も利用しています。利用料に差を付けていますが だれが、どんな証明で確認できるのか？不可能なのでは？？</p>
6	<p>そもそも公共施設使用料については昔から議論されてきた案件ではあると認識している。委員会には行政当局から詳細な料金算定の根拠となる資料が提供されている。いずれも理屈の森の迷路に入るような代物だ。また多くは行政当局の業務の正当性のアリバイ作りであり、市民サイドのこの種の質問を好む人たちの御要望に対応したものに過ぎない。</p> <p>しかし、今委員会の「報告書（素案）」の内容は誠に妥当で市民負担の公平性や最近の市財政の10億円の赤字体質から考えると当然であると考えます。</p> <p>いくつか具体的にあげれば、個別による料金単価の設定か同一の料金単価の設定かについてはおおよそ同一単価設定の方向付けに賛成する。また各個別施設毎の料金改定の方向も妥当であり賛成する。減免対象団体の改定案も妥当であり賛成する。このうちいくつかでも具体化する事は市民負担の公平性の観点からも望ましいと考える。決して少額だからと軽視してはならない。多くの市民は動向を見ている。</p> <p>委員会資料を見ると行政当局の能力は非常に高いと評価できるので、今までの経験や知識を生かし、市民に適切な知恵をぜひ貸して欲しいと願います。行政当局はアリバイ作りや、怠惰、不作為のためのいい訳に貴重な能力を浪費してはいけないと思う。</p> <p>最後に私から見ておかしな点をいくつか指摘すると例えば、テニスコートの稼働日を年間359日、一日の稼働時間を10時間で計算している。雨天日は年間80日くらいはあるし、朝8時のテニスに満員のお客を想定するのはおかしい。民間企業がこんな経営をしたらすぐ倒産するにちがいない。</p> <p>ちなみに、小平市の使用料は2時間1500円に対し当市は400円であるが他の近隣市に比較しても大変安い。利用者にとっては大変ありがたいが、財政的には全くナンセンスだ。しかも少額の使用料収入増では手間と人件費がかさむから不合理などの議論は実行しないための主張に見える。改善方法の工夫と努力が必要であり、少額の金の蓄積も財政健全化の早道のひとつだ。</p> <p>もう一点は まず、予約前日の夕方キャンセルは止める。少なくとももう1日前のキャンセル連絡にして利用させるべきだ。テニスコートが当日申込みの空きコート利用、会議室が当日空き室の利用を期待するのはそもそもおかしい発想だ。（利用者にとっては涙が出るほどありがたいが、実際に現地に行くと隣のコートがかなりの頻度で空いているのはおかしい事だ。） 以上</p>

7	<p>我々市民は、市にたいし税金を納めている。この税金が、本当に市民のために使われているのか、という疑念をもっている。</p> <p>今回の公共施設利用料の見直しについても、市民サービスの向上という点からして逆行するのではないか。我々が納めている税金を、こうしたところにもっと使うべきではないか。市は民間のような会社ではない。税金などを有効に使って、市民のために行政サービスをする機関である。市の収入が減っているからと言って、こうした市民サービスを低下させる利用料の引き上げは、納得いかない。他に見直すべきところがあるのではないか。</p> <p>確かに、利用料の基準、減免措置などを共通にするために見直すという、その面では納得できなくはないが、そのことにより市民負担が増すのは納得いかない。</p> <p>市の下水道料金や国保税などが相次いで値上げされており、家庭ごみの有料化も実施の方向だという。市民負担が増すばかりだ。年金や給与が減らされ、消費税も上げられそうだというなかで、これ以上の市民負担による各種利用料の見直しはやめるべきだ。</p> <p>また、パブリックコメントを求めたいのであれば、「検討委員会」（素案）を、凝縮してもいいし、要旨でもいいので市報などに掲載してほしい。</p>
8	<p>(素案)に反対します。</p> <p>理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各々の施設には、無料にしていた目的がある。すなわち、等しく市民の健康維持や社会参加、コミュニティーの醸成など、地方自治体の役割を達成するためである。にもかかわらず「歳入確保」だけを目的に、値上げとともに全施設を有料化することで「負担の公平」を云っているが、事実は利用できる者とできない者という不公平が生ずる。 2. 現行の維持管理費以外に新たに人件費、減価償却費を「歳入確保」のためとして利用料に押し込むことに反対。これでは、巷の私設と同じで、かえって歳出が増えることになる恐れがある。いつでも民間委託する準備と疑いたくなる。
9	<p>生涯学習センターと地域センターの利用料の違いについて</p> <p>私共〇〇勉強会は、西部地域センター創立以来適正な料金を納めて使用してきました。昨年から、会員の高齢化に伴い減免申請をしたところ認められ、感謝しつつ現在に至っています。</p> <p>生涯学習センターは、公民館時代から使用料は無料で、私共と同じような勉強会の皆さんは長期にわたり、その恩恵を受けて来られたことを羨やまし</p>

	<p>く思っていました。</p> <p>今回、受益者負担の観点から見直しをされるなら、ぜひ公平にお願いいたします。その上で、高齢者の団体に対しては一定の配慮をしていただければ幸いです。</p>
1 0	<p>1 意見(結論)</p> <p>(1) 無料施設[報告書(素案)7 ページ]の有料化はしない。</p> <p>(2) 減額・免除[同 9 ページ]は設置根拠法に照らして点検し、個々に判断する。</p> <p>2 報告書(素案)の基本姿勢について</p> <p>「受益」の言葉がたくさんある。社会保障・社会福祉・社会教育を設置目的に施設にふさわしくない考え方だと思う。市民同士のつながりを強めることの意義が強調されていることを考えれば「受益」などというのはもっての他、と思う。「公平性」も再三、登場する。市民のなかに「利用する人、しない人がある」から、ということだろうが、利用しない人をなるべく減らすようにするのが筋ではないか。どちらも、市民同士のつながりより、市の収入確保を重視している姿勢の表れではないのか。 以上</p>
1 1	<p>〇〇〇〇〇〇の健康づくり活動で、東部地域センターを利用しているものとして意見を述べさせていただきます。</p> <p>私たち〇〇〇〇〇〇は、「地域の人々ときずなを深め、医療・介護の事業と活動を広げ、安心して住み続けられるまちづくりを進めよう」を目標に活動をしています。</p> <p>具体的には、市民対象の健診、青空健康チェック、班会では自分たちで健康チェックをし、自分の健康状態を知り改善する活動などです。また、高齢者がなるべく寝たきりにならないような健康づくり活動に取り組んでいます。太極拳やセラバンド、ソーシャルダンスなどのサークルはそんななかから生まれ、楽しみながら健康増進に役立っています。</p> <p>このような活動ができるのも、私たちの団体が公共性があると認められ、利用料の減免措置を受けているからです。構成メンバーのほとんどが年金暮らしの高齢者です。利用料が有料になったら続けられるでしょうか。「素案」でも懸念していますが、利用者減少は免れないと思います。</p> <p>高齢者の居場所を取り上げるような愚はしないでほしいのです。</p> <p>今後ますます高齢社会は進み、「元気な高齢者」の居場所づくりが大きな課題になると考えられます。引きこもりをつくらないためにも、健康寿命を延ばし介護予防の観点からも、公共施設の使用料については今まで通り減免措置</p>

	<p>は残していただくよう要望いたします。</p>
1 2	<p>今回、公共施設使用料の有料化、値上げ、減免の見直しが検討されていることに驚きました。</p> <p>本来、公共施設は広く市民が活発で主体的な活動等ができるよう、会場を提供し、その活動を支え、促進することが目的と考えます。それは民間あるいは企業施設の利益を目的とするものとは異なるはずで、高齢者等をいじめるかのように、わずかなお金を取ることで市財政にどれだけ貢献するのでしょうか。高齢者等の活動を抑制し生きがいを奪うことになってしまいます。ぜひ、基本に立ち返り、本来の目的が達成できるよう、撤回して下さい。</p> <p>特に、高齢者を対象とした地区センター内の浴場やゲートボール場の有料化はやめていただきたい。「近くで広いお風呂に入れる」と楽しみに通っている高齢者が私の近所にも住んでいます。『いい取り組みだなあ、お年寄りにやさしいなあ』と感心した施策です。</p> <p>また、老人福祉法や障害者基本法などにもとづく団体への減免も継続していただきたい。もし、見直しがされたならば、会場確保が困難になり、回数を減らさざるを得なくなったり、活動がしぼんでしまいます。結果として、活気が失われた町になってしまいます。</p> <p>市民の文化的で健康な生活を保障し、生き生きと楽しく暮らせるよう、現行制度を後退することのないよう、お願いいたします。</p>
1 3	<p>今地域センターを利用し〇〇〇を描いています。60代から80代の女性の方達と一緒にやっています。夫を介護しながら、年金の一人ぐらし80代の方、目の悪い人、耳の遠い人、夫を亡くし元気のない人など、色々な方達が参加しています。</p> <p>でも参加すると、夢中で描いて、いやな事も忘れ、お互いに評価し、仲間の人との会話、又、〇〇〇の後のお茶の時間、とても楽しみにしています。</p> <p>今減免で利用料は、払っていません。会費も極力低くおさえています。自転車にも乗れない方達は、20分以上歩いてくる方もいます。ミニバスが欲しいです。介護保険料も後期高齢者保険料も払っています。でも、お世話になっている方は、お1人くらいです。一人で、老夫婦で頑張っています。何年間使用料を見直していないといいます。一人でも多くの高齢の方達が元気で楽しく参加出来る場所があるから頑張れる。元気な高齢者が増えれば、医療費が減るでしょう。目先のことだけを見ないで、何が無駄なのかお金の使い方をよく考えてほしいです。</p> <p>どうぞ、減免制度を無くさないで下さい。</p>

<p>1 4</p>	<p>公共の施設料金の値上げが根本にある、今回の素案については反対します。その理由として</p> <p>① 公共料金は原則無料とし、社会教育の場として提供すべきと考えます。豊かな市民生活を過ごすためにはみんなが集うことは大事な要素です。地域センターのお風呂、ゲートボール場や運動公園を使っている市民は、お年寄りや子どもたちです。その利用まで料金を取ってしまったら、お金がないと何もできないということになります。市では、お年寄りの余暇利用や子どもたちのスポーツなどの放課後利用を支えるべきと考えます。</p> <p>② 減免措置が大幅に後退しています。これでは使いたくても使えない市民や団体が増えていきます。たくさんの市民が団体登録し、会議室や集会室でサークル活動をしています。建物の減価償却費を加算して検討されたようですが、公共施設には似つかわしくない考え方です。市民の文化的な生活を守るために必要な経費としとらえるべきです。現在の減免措置を継続すべきと考えます。</p> <p>③ 素案作成について、利用団体や市民へのアンケート調査や聞き取り調査は実施されていません。このパブリックコメントだけでなく、担当課による説明会の開催はもちろんのこと、先にアンケート調査や聞き取り調査は必要です。</p> <p>直接市民生活に関わる利用料の値上げについてですので、たくさんの意見があります。これからでもおそくないので、少なくとも利用団体への説明会と聞き取り調査を実施して下さい。そして、パブリックコメントの意見と総合し、検討委員会で丁寧に審議されることを強く求めます。</p>
<p>1 5</p>	<p>私は、高齢者に対しても使用料を徴収することは反対です。現在通り無料としてください。以下理由を手短に申し述べます。</p> <p>1 私は「〇〇」には素人ですが自分が中心になって、高齢者を対象とする「〇〇〇〇を読む会」を月1回開いています。原文を読む会です。7～80代の女性の方々10人と、この6月に百回目を迎えました。資料代と連絡費だけで月100円を少し出るくらいです。みな年金生活者なので、有料になるとすぐに会の存続が危ぶまれます。</p> <p>最新の2010年度分の集計によれば、厚生年金平均月額男171,291円、女103,797円、全平均は150,034円です。国民年金(基礎年金のみの人を含む)の平均は49,355円です。その後、11年度に0.4%、今年0.3%下げられました。今後3年間に2.5%、さらにその後マクロ経済スライドと称して毎年0.9%ずつ減らされる政策になっています。昨年月10万円だった年金額は前記の政策の結果16年度には95,</p>

	<p>485円になると試算されています。さらに物価指数の下落があれば、毎年でも年金引き下げは起きます。その上消費税の10%への引き上げです。高齢者の苦しい生活をお考えいただいて現行どおりに無料をお願いします。</p> <p>2 「使う人使わない人との公平性の観点」という論理についての意見 無料で使う人は得をするが、それでは使わない人は損をするではないか、それは不公平だから使う人には有料化でというのですが、それでいいのでしょうか。</p> <p>今までサークルなどの活動に参加しなかった人に積極的に参加してもらえるような施策が必要なのではないでしょうか。有料化するなど生涯学習に参加してもらえるような施策が必要なのではないでしょうか。有料化にするなど生涯学習に参加しにくい条件を課すべきではないでしょう。いま孤独死・孤立死などが問題になっていますが、つながりの場を作るのに必要なことのひとつです。むしろ無料だから使いやすいよと、使う人を増やす努力を自治体はすべきでしょう。</p> <p>現行教育基本法には、新たに「生涯学習の理念」が「第1章 教育の目的及び理念」に加えられ、第3条（生涯学習の理念）は「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」となっています。生涯学習の場を誰でも使えるようにするために、高齢者の有料化に反対です。</p> <p>3 財政が中心の議論ですが、急ぐ必要のない大型道路の予算を減らすとか、イオンのための道路をやめるとかすればよいのではないのでしょうか。</p>
16	<p>1 まず当研究会の通常の活動からの実態に基づく実情を述べます。</p> <p>収入 会費 会員 12～13人、年額千円、12,000～13,000円</p> <p>支出 1) 研究会（月1回）の会場費400円（男女平等センター）～650円（生涯学習センターNo.3）（まだ0円） 研究会 他市市議等の講師の交通費1,000円～5,000円</p> <p>2) 東久留米市〇〇シンポジウム（年1回）今迄は市から講師謝礼の援助があったが、今年度は援助なくて会の自主主催となって、東大准教授・助教に各一万円支払、今回のシンポは過去の積立（カンパ）と今回のカンパ等でまかなった分赤字となった。</p> <p>以上の実情からして真剣に市の〇〇・〇〇・〇〇〇条例改定の研究会の維持イベントは会場費の支払いが困難な状況です。</p>

市民の文化、行政等の活動に対する市の姿勢として市民の活動を援助する方向で施設使用料は最低限でお願いします。

(2) 検討委員会の考え方

検討委員会では、公共施設使用料のあり方について素案をまとめ、この素案について、16名の方からご意見を頂きました。頂いた全てのご意見は委員で確認し、議論を加えました。

その結果、頂いたご意見は、検討の中で委員より課題提起され、委員会としての対応を意見集約した内容であるとの確認をいたしました。頂きましたご意見は、当委員会の検討範囲とそれ以外に大別いたしますと次のようになります。

【当検討委員会の検討範囲のもの】

① 受益者負担額設定のための総コストについて

- ご意見 使用料の設定に当たって、建屋の償却までの負担は無理。
- 当検討委員会では、今後更に施設の老朽化は進み、これに伴う改修、補修にかかる経費の増加が懸念されることから算入することが妥当としたものです。

② 使用料の算出について

- ご意見 市民の文化、行政等の活動に対する市の姿勢として市民の活動を援助する方向で施設使用料は最低限でお願いします。
- 使用料算出の考え方については、まず、市の共通業務運用指針に照らして検討し、公共施設の利用は「選択的」であり、なお且つ、「私益性」は強いものと判断し、全て受益者負担とすることが妥当としたところです。また、原価の把握については、施設類型ごとに検討を行い、客観的な視点で整理を行っています。

③ 使用料の使途について

- ご意見 有料化することにより、砂埃の防止（芝生化、散水）、落ち葉の定期的な清掃（現在は、年1回）の回数増ができると思います。
- 使用料算定の見直し、減額、免除制度の見直しの結果、使用料収入が増収となった場合は、公共施設等整備基金に積み立て、後年度の維持補修経費に使用できる取り扱いにすることを提案しています。

④ 無料施設について

■ ご意見

- ・無料施設の有料化はしない。
- ・高齢者を対象とした地区センター内の浴場やゲートボール場の有料化はやめていただきたい。「近くで広いお風呂に入れる」と楽しみに通っている高齢者が私の近所にも住んでいます。『いい取り組みだなあ、お年寄りにやさしいなあ』と感心した施策です。
- 利用者の受益享受の観点からも、また、使用料を徴収している他の運動施設と利用状況を比べても、使用料を無料にしておく理由は見当たらず、有料化の方向で検討すべきものと結論付けました。ただし、使用料の設定の際は、利用率や行政サービスの低下を招かないよう考慮する必要があるとしています。

⑤ 減額・免除について

■ ご意見

- ・教育委員会が認める文化団体・スポーツ団体の「連合組織」については、加盟団体の活動すべてを「減額」とするのではなく、「広く市民を対象とした行事・大会」「公共性の高い活動」に限定すべきと考えます。
- ・利用料金の減額・免除は委員会報告にもありますが「あくまでも特例の扱い」でなければならず、減免するのは市が主催する場合に限定するべきです。特例扱いとして「市長等が特に認める場合」とか「福祉対策関係団体等」「社会教育関係」などという曖昧な決め方は必ず抜け穴が出来、拡大解釈されます。少なくとも、この「等」とは誰を指すのでしょうか。明文化して限定する必要があります。
- ・生涯学習センターと地域センターの利用料の違いについては、今回の受益者負担の観点から見直しをされるなら、ぜひ公平にお願いいたします。
- ・減額・免除は設置根拠法に照らして点検し、個々に判断する。
- ・今後ますます高齢社会は進み、「元気な高齢者」の居場所づくりが大きな課題になると考えられます。引きこもりをつくらないためにも、健康寿命を延ばし介護予防の観点からも、公共施設の使用料については今まで通り減免措置は残していただくよう要望いたします。
- ・老人福祉法や障害者基本法などに基づく団体への減免も継続していただきたい。もし、見直しがされたならば、会場確保が困難になり、回数を減らさざるを得なくなったり、活動がしぼんでしまいます。結果として、活気が失われた町になってしまいます。市民の文化的で健康な生活を保障し、生き生きと楽しく暮らせるよう、現行制度を後退することのないよう、お願いいたします。

- ・何年間使用料を見直していないといいますが、一人でも多くの高齢の方達が元気で楽しく参加出来る場所があるから頑張れる。元気な高齢者が増えれば、医療費が減るでしょう。目先のことだけを見ないで、何が無駄なのかお金の使い方をよく考えてほしいです。どうぞ、減免制度をなくさないで下さい。
- ・減免措置が大幅に後退しています。これでは使いたくても使えない市民や団体が増えていきます。たくさんの市民が団体登録し、会議室や集会室でサークル活動をしています。建物の減価償却費を加算して検討されたようですが、公共施設には似つかわしくない考え方です。市民の文化的な生活を守るために必要な経費としとらえるべきです。現在の減免措置を継続すべきと考えます。
- 現状を調査したところ、施設ごとに減額、免除規定の内容が異なり、市民に分かりにくい状況が生まれ、利用する人としらない人の公平性が大きく損なわれている現状となっています。本来、施設の使用料は、施設を利用する市民の方々が等しく負担して頂くことが、利用しない市民の方々との公平の観点からも必要なことであると考えます。
- 減額・免除の規定は、「あくまでも特例の扱い」といった基本的な考え方に即した見直しを行うが、地域社会に貢献しているなど、より公共性の高い活動に対しては、全庁的な共通事項の減額・免除の規定整理を行い、個別の規則等において該当すべき事項を列挙する方法とすべきとしています。

⑥ 激変緩和措置について

- ご意見 高齢者の団体に対しては一定の配慮をしていただければ幸いです。
- 施設使用料の見直しにより、利用率の低下や施設間での利用状況の偏りが生じないように、一定の上限を定め激変緩和措置を講じることも必要としています。

⑦ その他

■ご意見

- ・今回の公共施設利用料の見直しについても、市民サービスの向上という点からして逆行するのではないかと。我々が納めている税金を、こうしたところにもっと使うべきではないかと。市は民間のような会社ではない。税金などを有効に使って、市民のために行政サービスをする機関である。市の収入が減っているからと言って、こうした市民サービスを低下させる利用料の引き上げは、納得いかない。他に見直すべきところがあるのではないかと。
- ・各々の施設には、無料にしていた目的がある。すなわち、等しく市民の健康維持や社会参加、コミュニティーの醸成など、地方自治体の役割を達成する

ためである。にもかかわらず「歳入確保」だけを目的に、値上げとともに全施設を有料化することで「負担の公平」を云っているが、事実は利用できる者とできない者という不公平が生ずる。

- ・ 公共料金は原則無料とし、社会教育の場として提供すべきと考えます。
- ・ 素案作成について、利用団体や市民へのアンケート調査や聞き取り調査は実施されていません。このパブリックコメントだけでなく、担当課による説明会の開催はもちろんのこと、先にアンケート調査や聞き取り調査は必要です。
- ・ 無料で使う人は得をするが、それでは使わない人は損をするではないか、それは不公平だから使う人には有料化でというのですが、それでいいのでしょうか。今までサークルなどの活動に参加しなかった人に積極的に参加してもらえるような施策が必要なのではないでしょうか。

【当検討委員会の範囲外のご意見】

これらのご意見については、行政に対して送付いたしました。

- ・ 特殊施設（調理室、創作室、陶芸がまなど）は別途コストを上乗せする。特に陶芸がま（生涯学習センター）は、かまの償却費、付属器具の費用と補修費を計算、陶芸グループと協議する必要がある。
- ・ 地区センター内の浴場は、住居の浴室設置状況や民間浴場との競合などから見て、施設の設置目的を終えており、多大な経費を要することから考えても即刻廃止すべであると考えます。掘って立つ通達から既に35年が経過しております。少子高齢化など社会変化に対応した見直しが必要と考えます。
- ・ テニスコートの稼働日を年間359日、一日の稼働時間を10時間で計算している。雨天日は年間80日くらいはあるし、朝8時のテニスに満員のお客を想定するのはおかしい。民間企業がこんな経営をしたらすぐ倒産するにちがいない。ちなみに、小平市の使用料は2時間1500円に対し当市は400円であるが他の近隣市に比較しても大変安い。利用者にとっては大変ありがたいが、財政的には全くナンセンスだ。しかも少額の使用料収入増では手間と人件費がかさむから不合理などの議論は実行しないための主張に見える。改善方法の工夫と努力が必要であり、少額の金の蓄積も財政健全化の早道のひとつだ。
- ・ 予約前日の夕方キャンセルは止める。少なくとももう1日前のキャンセル連絡にして利用させるべきだ。テニスコートが当日申込みの空きコート利用、会議室が当日空き室の利用を期待するのはそもそもおかしい発想だ。